

三方楽所楽人による知行所支配について —弘化・嘉永年間を中心とした考察—

南 谷 美 保

三方楽所が、江戸幕府より大和国平群郡に、いわゆる「楽人領」を与えられていたことは周知のことであるが、その知行所支配がどのようになされていたのかについては、現在ではほとんど知られていない。本稿においては、三方楽所天王寺方楽人の東儀文均の日記『楽所日記』と南都方の『芝家日記集』、および同じく南都方の辻家に由来する『楽所録』の記事をもとに、江戸時代、弘化年間から嘉永年間にかけての三方楽所の知行所支配について調査した結果を報告する。

知行所支配に関する記録としては、現在では見出されていない独立した記録帳が存在したらしいことから、二次史料となるこれらの史料には知行所支配に関する事項は必ずしも詳細に書き留められているわけではなく、その結果として、推測に留まる部分も多いものの、三方楽所による「楽人領」支配が、いわゆる「地方知行」に近い直接統治の形で行われていたこと、また、その知行地からの年貢収納が銀納で行われていたことなどが明らかになった。

江戸時代の三方楽所楽人は、禁裏および江戸幕府からの支配と保護を受けると同時に、楽人領の領主として年貢収納を行い、かつ、天王寺方の例でいえば、四天王寺よりの寺領配当を受けるなど、複雑な利害関係の下でその組織運営を行っていたのである。

キーワード：三方楽所・楽人領・知行所支配・『楽所日記』・『芝家日記集』・『楽所録』

はじめに

天正年間(1573-92)にその組織が形成された三方楽所は、寛文5(1665)年に、江戸幕府より、経済的基盤を支えるための知行所として、大和国平群郡に朱印地2000石を与えられた。これは、「楽人領」と呼ばれ、当初は五ツ物成とされ、三方楽所全体として1000石の配当があったことはよく知られている。しかし、以後、明治3(1870)年に三方楽所が廃止され雅楽局が設置されるに至るまでの期間、三方楽所楽人たちが、この知行所支配をどのように行っていたのかについては、現在ではほとんど知られていない¹⁾。

以下においては、弘化年間から嘉永年間の三方楽所楽人の記録をもとに、この時期の三方楽所による楽人領支配が、どのように行われていたのかについて考察する。この時期を調査対象としたのは、三方楽所天王寺方楽人東儀文均の日記である『楽所日記』²⁾に、文均が、三方楽所の中で知行所支配を担当する年番(年番については後述)に、弘化3(1846)年から嘉永3(1850)年まで就任していたために、この期間は当然のこととして、また、その後の数年間も年番経験者として知行所支配に関与していた関係で、三方楽所の知行所支配に関する記事が多くのごさされていること、また、南都方在南楽家の芝家の日記『芝家日記集』のうち、嘉永年間

の芝葛房による日記³の記事が、その筆者葛房が、年齢的にも、当時の三方楽所における地位についても、東儀文均と共通した要素を持つために、比較資料として利用可能であると考えられること、さらに、同じく南都方の在京楽家の辻家に由来する『楽所録』⁴にも、この時期の記録が残っているために、複数の記録を照合して三方楽所の楽人領支配の有り様を知る手がかりを得ることが出来るのではないかと考えたためである。

1 三方楽所の財務担当者について

まずは、東儀文均の日記である『楽所日記』の記述を元に、この時期の三方楽所の財務担当者について整理することとする。『楽所日記』によれば、この時期の三方楽所では、京都方、南都方、天王寺方のそれぞれの楽所長老格の「老分」職計3名が三方楽所の禁裏関係の会計業務を、同じくそれぞれの楽所に1名ずつ、計3名の「年番」が知行所関係の通常会計業務および財務関係業務を、分担して担当していたようである。ただし、年番は、一年分の会計帳簿を老分に提出し、必要に応じて老分の指示を仰ぐなど、老分の指揮下にあり、結果的には、老分が三方楽所全体の支配を担う立場にあった。

老分の業務の内容は、『楽所録』の第72冊および第73冊に記載される弘化2年から嘉永7年分の『諸願書並雑記』に記録される老分3名の連名で提出されたほぼ毎年決まった内容の書面の控⁵、および『楽所日記』の記事から明らかとなる。すなわち、『楽所日記』には、宮中での元旦節会、舞御覧および内侍所神楽や即位式などの恒例および臨時の宮中儀式での奏楽や、賀茂社などの禁裏が関係する祭礼での奏楽に関する楽奉行四辻家との連絡文書の控、官庫装束とされた禁裏所管の雅楽装束・舞楽道具類の修理などについて四辻家を通しての幕府関係者への依頼業務及び提出書面の控、宗旨改・鉄砲改および楽人の居宅の変更など幕府への届け出事項の控が残されており、『楽所録』の記録と照合することで、これらが老分の職務内容であったと推測できる。

その多くは、会計業務であるよりも、届け出および四辻家からの連絡伝達業務であったが、これらの諸行事により支払われる御下行米などに関する会計管理業務は老分の管轄であった。このように、老分の業務は、主に四辻家と関係するものであったために、南都方、天王寺方については、老分就任者は、京都居住のいわゆる「在京」楽人の中から、年功順で就任したようである⁶。なお、楽奉行四辻家の指示のもと三方楽所楽人の稽古総見的な意味合いで開催される「御用会」への出仕に対して支払われる楽人への出仕礼である御用銀の管理に関しては、老分の下に「御銀」担当者を置いて、これを管理したようである。また、老分が関わる業務では、四辻家を通しての頻繁な書類の提出や受領についての請書の提出など、大量の書面作成を行なうことが必要とされたために、これらの提出書類を作成する「筆役」あるいは「執筆役」と称された書類作成担当者がおかれ、1年交代でその任務に携わっていた⁷。

これに対して「年番」というのは、江戸幕府より与えられた知行所である楽人領に関する業務を担当するものであった。この職の任期は4年であり、京都方、南都方、天王寺方のそれぞれから1名が当番となり、また、当番の交代は業務に差し支えないように、一方の1名ずつが順次入れ替わるというシステムがとられていたことが『楽所日記』や『芝家日記集』および

『楽所録』の「日記」の記述から理解できる。本稿で扱う時期における三方楽所年番については、【表-1】にまとめた。

後述のように、年番は、知行所支配に関する日常的な業務を担当し、基本的には「当役」3名の合議である「会合」で決裁していたが、重要な事項を決定する場合には、「古役」とされた年番経験者を含めた「評席会合」⁸がもたれていたようである。年番についても、三方のそれぞれの担当者が必要に応じて臨機に会合を行い、かつ、その場に、楽人領の村役人など当事者が出席することも多かったために、京都在住でなくてはその職務執行上問題があったのであろう。南都方、天王寺方については、これも「在京」楽人が担当した。なお、『芝家日記集』の芝葛房の日記⁹の記事からは、南都方では、年番に「加番」としてその補佐役をつけていたことが推測できる。

【表-1】 年番の交代状況

	天王寺方	京都方	南都方
弘化元(1845)	林廣就	多忠以	辻近信 ⇒ 窪近習
弘化2(1845)	林廣就	多忠以	窪近習
弘化3(1846)	林廣就 ⇒ 東儀文均	多忠以	窪近習
弘化4(1847)	東儀文均	多忠以 ⇒ 多忠愛	窪近習
弘化5(1848)	東儀文均	多忠愛	窪近習 ⇒ 上近済
嘉永2(1849)	東儀文均	多忠愛	上近済
嘉永3(1850)	東儀文均 ⇒ 東儀文運	多忠愛	上近済
嘉永4(1851)	東儀文運	多忠愛 ⇒ 山井景典	上近済
嘉永5(1852)	東儀文運	山井景典	上近済 ⇒ 窪近俊
嘉永6(1853)	東儀文運	山井景典	窪近俊

(『楽所日記』および『葛房日記』による)

このように、三方楽所年番の職務は、天王寺方と南都方にとっては、「在京」であることという条件があったゆえに限られた人数でこれを担当すべきものとなっていた上に、この後に紹介するように、その職務はかなりの負担であったためか、『楽所日記』巻三の弘化3年2月7日条によると、「年番廣就丈年限付新役出席可致旨旧臘より老分被達候得共辞退仕置候処及再三候ニ付今日出役之儀相承候事」とあるように、東儀文均自身は、年番への就任を喜んではいなかった様子が推測できる。年番の交代は3月1日付であったようであり、同年3月1日条に、「年番役、今日交代」と、同書に記される。

こうした状況であったために、東儀文均の後任として、嘉永3年に天王寺方年番に就任した東儀文運についてみると、『楽所日記』嘉永7年2月30日の条に、「年番文運丈年限之処次座人体無之候付、老分より両方¹⁰へ古役より人体出来迄補之儀被及候処差支無之候ニ付、雲州、筑州、予等江出勤之儀尋問有之候得共各断付、文運被補旨治定、尤一兩年、実ハ文運より内々被頼儀有之候ニ付予断申事」とあることから、天王寺方については、しかるべき後任者が存在

しないために年番適任者が出るまで、年番経験者である「古役」から年番を再任することで補役の年番を任ずることにしようとしたが、前任者である東儀文均、文均の前任者である林筑後守廣就、おそらくその前任者であろう東儀出雲守季誕の3名ともにこれを断ったために、文運の任期が延長されるようになったことがわかる。

『楽所日記』安政4年7月18日条には、「文運丈より被招候ニ付参処、辰年勘定帳下書算般被相願候付致算般、夕方帰宅、文運丈所勞追々及病末、容体気毒千万之事」とあるので、この時点でも、文運が年番であったことが分かる。ここでは、文運の病により文均が、会計帳簿の計算を代行したことと、その容態を心配する様子が記されるが、『楽所日記』によると、その後、文均が年番の臨時代役を務めることになったことがわかる¹¹。このように、天王寺方では、上記引用文中に、「算般」とある算盤を使つての会計処理能力を有する人材に不足していたのか、この時期、年番の交代がスムーズには行われていなかったようである¹²。

2 楽人額の知行について

既に述べたように、江戸幕府より三方楽所に与えられた朱印地は、【表-2】に示したように本来は大和国平群郡の2000石で、これの五ツ物成、すなわち都合1000石の収入があり、その細分は、【表-3】のようになっていた。しかし、この時期の実際の状況は、同じく『楽所録』第73冊の弘化3(1846)年の記録によれば、「御定目録之通半納之積ヲ以米高書附申候、併延宝二寅年知行所大洪水ニ而夥數損亡仕、夫ヨリ年々川普請相続候ニ付、当時者三ツ物成配当仕候」という状況であった¹³。つまり、寛文5(1665)年から間もない延宝2(1674)年の洪水被害以降、川普請なども重なったことにより楽人領よりの実際の収入は減少しており、弘化および嘉永年間までには、三ツ物成、すなわち600石の配当となっていたことが理解できる。

【表-2】

大和国平群郡内	
目安村	634石1斗余
神南村	340石余
惣持寺村	60石3斗余
椿井村	407石8斗余
平等寺村	136石5斗余
中之宮村	138石4斗余
安明寺村	183石2斗余
岩井村之内	99石2斗余
都合2000石	

【表-3】

名称	配当人数	一人当たり
家領米510石	51名	10石
師匠料90石	9名	10石
上中芸料米100石	上芸20名	5石
	中芸20名	3石
稽古料米	総量200石	
都合1000石		
芸料米の支給に際しては、「三方及第」とされる実技試験が実施され、当該受験者が所属する以外の二方の担当者による入札で合否が定められた。		

そもそも、大和国平群郡は、慶長5(1600)年以降、その大半が一度は片桐且元の所領となったものの、その後さまざまな変遷を経て、17世紀末の元禄年間までは、【表-2】のように、

椿井・平等寺・安明寺・岩井・中之宮・目安・神南・惣持寺の8カ村が楽人領となった¹⁴ほか、白石畑村が郡山藩領、その他の地域は幕府の直轄地となっていた。享保2(1712)年に、郡山城主が柳沢氏となると、郡山藩領に平群の村々があらたに編入され、以後、平群地域は、天領・郡山藩領・楽人領が入り組んだ状態で明治維新に至るまでの支配を受けることになる。そのため、楽人領の岩井村では、高99石余が楽人領、27石余が天領となっていた。

これらの村々のうち、天領となった地域の支配の状況および年貢の実態については、『平群町史』¹⁵に詳細な紹介がある。その中でも注目したいのが、これらの天領地域では17世紀末から本年貢の一部が銀納されており、「天領の他の村でも、同様な事例がみられるから、天領の村々では早くから金納化が進んでいたと考えてよい」とされていることである。史料の詳細は示されていないが、天領の福貴村では延宝8(1680)年以降もなく銀納となり、越木(甑)塚村では、享保6(1721)年の時点で、「御年貢米の儀は古来より銀納にて御座候」とされ、以後、18世紀の後半までに榎原村、久安寺村、上庄村が銀納となったとされる¹⁶。このことは、隣接の楽人領の年貢収納のあり方にも影響を与えたといえよう。というのは、後述のように、楽人領においても、銀納で年貢の収納が行われていたことが、『楽所日記』の記述から理解できるからである¹⁷。

また、天領における租率は、延宝8年から享和元(1801)年までの記録¹⁸の平均で0.37%、つまり、三ツ七分前後であったようであり、郡山藩領が近世後期には、6割から7割の年貢を徴収していた¹⁹のに対し、楽人領が、村高に対して三ツ物成という平群郡の中では比較的低い租率であったことにも、留意しておきたい。さらに、『平群町史』で紹介される天領となっていた地域の「村明細帳」などによれば²⁰、この地域では、稲のほかに、木綿、粟、ひえ、きび、芋、大豆、ささげ、そば、大根、さらには菜種などが栽培されていたらしい。しかし、『平群町史』の記述では、米のほとんどは年貢米と飯米になり、そのほかの農作物も自家用が中心で、換金用の商品作物は綿、菜種などであったと推測されており、余剰米の現金化はさほど進んでいなかったとされている。また、副業として筵織り、奈良晒布の原料である青苧から麻糸をとる苧かせ、および木綿の糸つむぎや木綿織などを行っていたとされており、『楽所日記』の記述からも、楽人領からは、豆のほかに、晒や木綿布が、三方楽所年番などへの贈答品として届けられていることが知られる²¹。

なお、『平群町史』には、天領地域に残される史料によれば、「どの村の史料を見ても、『当村はそうじて早損場にて御座候』と書かれている」²²とされ、この地域における用水管理の問題が重大なものであったことが示されており、後述のように、『楽所日記』の記述によっても、楽人領も同様であったことが理解される。さらに、楽人領については、目安村と神南村、惣持寺村が、それぞれ、富雄川と大和川、竜田川と大和川の合流地点に存在していたため、大雨時の洪水被害も大きかったようである。特に、嘉永年間は、洪水と日照りに悩まされる年が続き、天領の村々では、夫食拝借を希望する百姓も多くでたようであるが²³、楽人領の村々でも困窮していた様子は、後に考察したい。

3 三方楽人の知行所支配の実態

弘化3年3月1日付で、三方楽所天王寺方年番に就任した東儀文均の日記である『楽所日記』には、この日以降、知行所あるいは郷中という表記で、楽人領に関する記事が記載されるようになる。それによると、年番は、司法権をはじめとする楽人領の領主としての三方楽所の権限を代行し、支配の直接担当者として村役人との接触を行っていたことが理解できる。知行所からの庄屋を始めとする村役人は、領地でなんらかの問題が発生する都度上京し、年番のところへ上京届を提出しながら、「会合相願」として会合の開催を申し出で、これを受けて即日、もしくは、翌日以降に、年番3名がそれぞれの自宅を回り持ちで会合場所として提供しつつ、知行所から上京した者の訴えや報告を聞くという形式で「会合」が持たれている。

この一連の流れが分かる例として、文均が年番就任に間もない弘化3年の記事を紹介する。【表-4】としてあげた一件目は、比較的簡単に用件が済んだ例として、同年4月の記事である。

【表-4】

月日	内容
4月25日	下河原平左衛門、岩井村久右衛門上京、練羊羹、木綿一疋持参ル事、明日会合相願候事
4月26日	近習亭終日会合、子細、出席など別記
4月27日	下河原並久右衛門、帰村届参ル事

(『楽所日記』巻三より)

これによれば、4月25日に上京し会合を申し込んだ郷中役人2名と年番との会合が翌26日に開催され、用件の済んだ2名は、27日に帰村したということが分かる。25日の記事によれば、村役人たちは、地元の木綿布を土産として持参している。この2名の村役人のうち、下河原平左衛門というのは、平群町の椿井橋脇の弘化4年に建立された道標に、その建立に関わった人物として記される人名のなかに「椿井村世話役下河原平左衛門長興」とある椿井村世話役のことであろう。この会合の詳細は、「別記」とされ、文均は自身の日記である『楽所日記』には、その内容を記録していないが、この時、郷中椿井村と岩井村の村役人が上京の上、年番と会合を持ってなんらかの協議を行なったことが理解できる。

また、「別記」とあるように『楽所日記』の記述からは、年番業務記録のための帳面が三方楽所に伝えられており、これらを収めたと思われる「三方帳箱」が、年番の回り持ちで保管が担当されていたらしいこと²⁴がわかる。また、「勘定帳」²⁵とされた知行地支配に関する会計帳簿もあり、これは、それぞれの年番が、三方楽所全体分および自らの所属する一方について、一年分を決算し、三方年番の相互確認を経た後、自らが所属する楽所の老分のもとに提出されていた。このような年番業務記録類が別に存在しそこに記録を留めていたためか、文均は、年番職に慣れるにつれて、自身の日記に年番業務の詳細を残すことが少なくなり「委細別記」とする記述が増えるが、就任間もない時期である弘化3年の『楽所日記』には、ある程度までの記録が残されている例がある。次に、先の例よりも少し込み入った事件の例として、弘化3年6月の記事を【表-5】として示す。

【表－5】

月日	内容
6月16日	会合午後、予亭、近習、忠以出席、郷中中之宮村百姓三治良上京、此度、椿井村下上用水字大井手筋ニ而水論出来付及越訴願書差出候付、段々理解申入候得共納得不致候付不得止郷中へ以書中其々為呼登候間差控居候様申渡、郷中下河原へ書状差下ス
6月20日	今朝郷中中之宮村庄屋庄二良上京届罷出、土産物献上ス 午後会合、予亭、近習、忠以出席、中之宮村庄屋並三次良呼出候得共、中々理解聞入不申候ニ付、相手方上京迄可差控旨申渡事
6月22日	椿井村下上役人相手方上京届土産献上、午後評席会合、予亭、各出席 総方聞糺理解申付候事、評席会合初而之儀ニ付、廉酒一統へ差出候事、一方斎日ニ付精進物用意之事
6月23日	午後評席会合、予亭、各出席、郷中上京者、下済調兼候ニ付尚亦理解申付候事
6月24日	朝飯後評席会合、近習亭、水論一件、漸々下済相調済状差上候事、椿井村より一統へ鯉一尾献上、外肴申付一献相催候事 椿井村下上、中之宮村三治良申渡書認、下河原へ差下ス事

(下線は、南谷の補。ここでは、年番のみが集まる「会合」、年番と年番経験者の古役も参集する「評席会合」という表記の違いに注目したい。)

ここでは、既に述べたように知行所の村々にとって重要な問題であったらしい水論が処理されている。まず、中之宮村の百姓が、椿井村との水争いにつき、年番に直訴に来る。年番は、椿井村の世話役下河原に連絡し、椿井村関係者を呼び出す。関係者が揃うまで中之宮村関係者は京都にそのまま留まっており、年番は、相手方が到着するまでの期間、中之宮村の関係者の説得にかかっている。椿井村の関係者が到着すると双方の言い分を聞く「評席会合」、つまり、当該年度の年番と年番経験者である古役とが集まる会議が開催される。それまでは、当該年度の年番のみの会議である「会合」が開催されており、ここで下処理がすすめられていたが、より大規模な評席会合が3日間にわたって開催され、この水論について審議した結果、支配者である三方楽所としての裁決を記したものであろう申渡書が椿井村世話役下河原家あてに差下される。このように、三方楽所の年番および年番経験者と当事者との「評席会合」での決定が、三方楽所としての知行所における司法権を発揮するものであったことが示されている。逆に、知行所の百姓にすれば、三方楽所は、「お上」として、村々の間で処理できない問題を解決する機関として認識されていたのである²⁶。

その他の案件としては、弘化3年の例で挙げていくと、村払処分となった者の帰村願²⁷、知行所からの借金願への対応、池普請の許可²⁸、郷中救米の件、そして年貢収納の件などで、年番と郷中役人は頻繁な面談の機会を持つほか、これらの諸問題のうち、年番のみで処理できない案件については、年番経験者である「古役」も交えた評席会合を開催し、これらを決裁、あるいは調停した。こうした会合に加えて、年番には会計業務処理のために会合を持ち、年貢収納銀を分配し、1年分の会計帳簿を決算するという大変な作業が課せられていた。さらに、年番および古役による年貢収納のための検地である「毛見」も行なわれている²⁹。このように、

『楽所日記』の記述から、三方楽所は、支配者として楽人領を直接的に支配、つまり、いわゆる「地方知行」を行なっていた様子が明らかとなるのである。そして、その支配業務の実務を担当するのが、「年番」であった。本文末に、『楽所日記』弘化3年巻から嘉永5年巻に記載された年番および古役の業務についてまとめた表を、【表-8】として挙げておく。

4 『楽所日記』にみる年貢収納の流れ

既に述べたように、楽人領では、定期的におこなわれる三方楽所年番および古役による「毛見」、すなわち、検地が行われていた。東儀文均自身関わった弘化4年の毛見のための知行所下向は、年番3名に古役として上近興が加わり、都合4名により、この年の9月13日から同月22日までの日程で知行所への下向がなされ、知行所での毛見は、9月15日から同19日までの5日間にわたって行われた。9月14日には郡山まで村役人惣代が出迎え、滞在中は、椿井村の下河原宅に宿泊したようである³⁰。この弘化4年の毛見は、通常の検地であり、数年に一度このような検地が行われたようであるが、翌年からの嘉永年間に入ると、洪水などの天災による被害検分の毛見も行われるために、通常の毛見がどのような周期で行われていたのかは当該期間の記録では明らかにされにくい。しかし、嘉永4年9月6日条に「当年、毛見付」とあることから、4年に一度の周期で行われていたのではないかと推測できる³¹。

さて、文末の【表-8】においても明らかなように、年貢収納に関する年間の流れとしては、5月に知行所より田植え終了の報告があり、10月には初納の「蔵着直段」の交渉が行われた。この交渉の場でも、最初は、年番と郷中役人との間での会合、そして、最終的な決定に際しては、評席会合が開催されて、数度にわたる団体交渉の結果、米1石あたりの銀の値段が決定される。これをうけて、例年10月25日に「蔵着銀」が到着した後、それぞれの楽人に分配され、以後の二番収納、三番収納ごとに、諸経費などを差し引きした残りが、銀にて分配される。さらに、12月になり、すべての年貢収納が収まった時点で、年番が年間経費などの決算をし、その上で残った金額についてしかるべく割った取り分を、それぞれの楽人が「残銀」として受取る。この残銀については、その楽人の配当となった石数の一石あたりにつきいくらか定められた金額で算定されたために、収入石高の多い楽人にはより多く、少ない楽人にはより少なく配分されることになった。

弘化4年の例で見ると、上述の毛見終了後間もなく、10月6日に、年番と郷中役人との交渉が始まり、翌7日には評席会合が設けられ、この年の米1石あたりの値段が「九拾目」と定められている。そして、10月25日に、「蔵着嘉儀」とされた収納が行われ、翌26日に、その年初めの収納銀分配が年番宅で行われている。天王寺方の場合、年貢収納銀は在京側で一括して受領して、在天方へはまとめて送金されたようである³²。南都方の在南楽家の場合は、『葛房日記』嘉永2年10月25日条によれば、「未刻、蔵着ニ付知行所惣持寺村亦助、中之宮村庄次郎来り銀子上納ス、三石五斗代銀三百六十二匁分五厘」とあり、さらに、嘉永3年10月25日条では、「未刻知行所惣代来り蔵着上納ス、三石五斗代銀五百七拾七匁五分銀包ニテ相納ム」とあるので、在南楽家各家に対しては、知行所村役人が直接に銀納したようである。このように、それぞれの楽所で蔵着銀の受け取り方法は異なっていたようであるが、当時、楽人領知行

所からの年貢収納は、平群郡の天領地域に同じく、銀納でなされていたことが明らかである。

『楽所日記』の嘉永元年の例でも、10月25日条には、「蔵着嘉儀例刻近濟亭、季良（南谷補：京都方老分安倍雅楽助）、好古（南谷補：南都方老分奥丹波守）、廣範（南谷補：天王寺方老分林石見守）、近濟、忠愛、予（南谷補：いずれも南都方、京都方、天王寺方年番）、出席、郷中総代並庄屋二人面会、如例米納銀相納、如例祝儀遣」とあるので、楽人領からの年貢収納は、銀納にて行われ、その受け渡しは、三方楽所を代表してそれぞれの楽所の老分と年番とが立会い、年番宅で行われたものであることが確認できる。続いて、11月には二番納、年末12月中旬までに三番納というように、3回にわたっての納銀が完了された12月25日には、皆済手形を三方楽所から知行所側に手渡すこととなっていた。

が、これらの収納に関する記録の詳細は、勘定帳に記載されたものであるらしく、『楽所日記』の記載事項からは、収納の実態がさほど明らかになったとはいえない。蔵着についても、収納高1石に対しいくらという値段の記述があっても、実際の収納額の算定基準となる米数の記載はなく、また、二番収納、三番収納も収納金額のみの記載で、収納の総石数も不明である³³。

5 知行所よりの実際の収入

とはいえ、『楽所日記』および『葛房日記』にのこされる二人の主たる収入に関する記述からは、弘化・嘉永年間においては、楽人領からの収納米高については、少なくとも、2000石の三ツ物成である600石は確保できていたのではないかとの推測ができる。

まず、東儀文均の場合であるが、文均が、『楽所日記』において、10月支給の「蔵着銀」について記した記事は、『楽所日記』の記録が天保15（弘化元・1844）年から残されているにもかかわらず、嘉永元（1848）年10月26日に、「当年より中芸料三石五斗目出度受納並先納分配」とあるのが初見となる。かつ、この記事では、この年の蔵着銀として文均にどれほどの収入があったのか不明であるが、翌嘉永2年10月26日には、「予三石五斗代三百六拾貳匁貳分五厘ト初納百匁目出度落手ス」とあり、この年の蔵着値段は、石あたり103匁5分とされていたので、この金額に石数の3.5を乗じたものに加え、初納銀100匁が支給されたことが分かる。

さて、上記の「中芸料三石五斗」とあることから、二つの疑問が発生する。まず、一つ目の疑問は、文均がこの年に中芸に合格したわけではないにもかかわらず、このような記述があるということである。事実としては、文均は、すでに弘化4（1847）年に実施された三方及第にて上芸に昇進³⁴しており、本来であれば、翌嘉永元年には、芸料米は上芸料の5石の配当があっただけであった。とはいえ、『楽所日記』の記述によれば、この時期には、上芸20名、中芸20名とされた芸料米配当人数に対し、三方及第により上芸・中芸のそれぞれに昇進していた楽人の人数がこれよりも多く、実際には、上芸に昇進していても、芸料の配当がなく、上席者の死亡により、繰り上がりで順次配当人数に組み入れられる状態となっていたらしいことが分かる³⁵。したがって、『楽所日記』に「中芸料」とある記事も、東儀文均が、この時には、すでに中芸より上芸に昇進していたにもかかわらず、嘉永元年になって、ようやく中芸料の配当にありつけたという状況を示す記述なのである。

次に問題となるのが、「三石五斗」とは、この文面が示すように中芸料に当たるのか、とい

うことであろう。というのは、【表-3】に示した芸料米の配当は五ツ物成の配当であるので、これを当時の三ツ物成に改めたとしても、上芸料米が3石、中芸料米は1石8斗となり、3石5斗とする石高に合致しないために、これを、そのまま中芸料米の石高とは理解できないからである。

一方の『葛房日記』によれば、既に述べたように、同じ年、嘉永2年10月25日条に「未刻、蔵着ニ付知行所惣持寺村亦助、中之宮村庄次郎来り銀子上納ス、三石五斗代銀三百六十二匁式分五厘」とあり、葛房が受取った蔵着銀も、同じく3石5斗相当であったことが分かる。ちなみに、嘉永2年の時点での葛房の南都方での立場は、衆分として【表-3】の家領米の配当を受け、中芸料米の支給を受けるというものであり、これは、天王寺方の東儀文均と全く同じ状況である³⁶。したがって、葛房の収納に関する記録は、文均の記録との比較対象として十分に意味があるといえよう。そこで注目したいのが、この翌年の『葛房日記』嘉永3年12月23日条にのこされる南都方年番近済が下した差紙の写しである。これは、「戌年収納銀支払之事」とされ、年番上信濃守、すなわち、上近済より芝左近将監、すなわち芝葛房あての書面として記された年貢収納に関する記録であり、文均が委細別紙などとして、その日記には記録をとどめていなかった部分を補うものである。これによると、葛房の知行所からの収入は、

高二十六石三ツ物成…①

一 七石八斗・・・②

葛房

内

式三斗四升 代三百四十六匁三分式厘

三步米 石百四十八匁…③

五石四斗六升

七歩米 石百四十三匁…④

内

三石五斗 蔵着米納…⑤

壹石九斗六升 銀納…⑥

代 式百八拾目式分八厘…⑦

二口合 六百貳拾六匁六分…⑧ 又四拾五匁 三方控払…⑨

合 六百七拾壹匁六分…⑩

(点線および丸付き数字は南谷が補う)

とされる。①と②の意味は後述するとして、収入の細目を見ていくと、③については、石あたり148匁の三步米の2.34石の額として、346匁3分2厘が支払われるという意味になり、⑦については、5.46石のうち、⑤の3.5石がすでに蔵着として10月に支払われたので、残り⑥の1.96石を④の石あたり143匁で計算して、280匁2分8厘の収入額が今回支給分となるという意味である。したがって、③と⑦を合計した⑧の626匁6分に、⑨の三方楽所としてプールしていた金額の割戻し、おそらく他史料では「残銀」とされるものであろうが、これが加わって、⑩の671匁6分が葛房の手取り分となるという書面である。『葛房日記』では、さらに、ここから、「五十九匁 初納」の先払い金および「拝借銀³⁷返済分」など諸経費を「差引残而 五百七拾五匁七分式厘式毛」が最終的な手取り収入となることが記されている。

ここで注目したいのは、①の高二十六石三ツ物成とある 26 石である。この 26 石とは、先にのべたように、当時、葛房が南都方の衆分、つまり家領米配当者であり、中芸料米受給者であったことから、【表-3】に示した家領米 10 石と中芸料米 3 石という五ツ物成の知行高を、楽人領の朱印高 2000 石に換算したもので、つまり、 $(10+3) \times 2$ の結果の 26 石であると推測される。そして、その三ツ物成、すなわち 3 割が、②の「七石八斗」となる。このことから、嘉永年間の三方楽所楽人たちは、本来の五ツ物成よりも減少していたものの、家領米については、関係機関への届け出にある三ツ物成を収納しており、芸料米は、その楽人の実際の上芸あるいは中芸という位置づけには合致しなかったものの楽所内の席順により拝領が可能となった分の芸料米については、同様に、三ツ物成で受取っていたと理解できる。

さらに、『楽所日記』において、毎年 12 月におこなわれた残銀分配に関する記事についてみると、巻 9 の嘉永 5 年 12 月 27 日条には、「三方残銀石五匁ツ、之割百卅匁、一方残銀現石七匁ツ、ノ割五拾四匁六分」とあり、巻 10 の嘉永 6 年 12 月 26 日条には、「三方残銀百卅匁、石五匁ツ、一方残銀七拾六匁四分四厘、現石九匁八分ツ、」とあることに注目すべきであろう。この『楽所日記』の記録には、「石」と「現石」という二種類の表現が用いられ、三方残銀については、石あたり 5 匁で 130 匁の収入であったということから文均の配当は 26 石となるが、一方の天王寺方でみれば、7.8 石となる。これらの数字は、『葛房日記』の石数とも合致しており、朱印高 26 石の三ツ物成の 7 石 8 斗が、東儀文均の楽人領からの年貢収納であったことを示すものであろう。さらに、年貢銀収納の残金割戻しについては、三方楽所全体としての割戻し銀が 2000 石の朱印高に応じた 26 石で計算され、天王寺方一方の分については実際に受取る三ツ物成の石高、これを文均は「現石」と表記しているが、その石高で計算されるという複雑な方法であったことも理解できる。

一方で、辻家に由来する『楽所録』には、嘉永 4 年の蔵着の記録として、辻近陳が 5 石として代 480 目と初納 59 匁を受取り、その弟の則察が 2 石 5 斗として代 240 目を受取ったとする記録がある³⁸。嘉永 4 年の『葛房日記』によれば、辻近陳は、南都方の衆分として当時、家領米配当者であったことが分かる。芸料米の配当については、『楽所日記』では、嘉永 6 年 10 月 5 日条の三方及第入札記録に、「新入 近陳 中拾四枚」とあるので、近陳は、この年に三方及第を初受験し、かつ中芸に合格したことが示されている。つまり、嘉永 4 年の時点では、芸料米の配当はなく、家領米のみの配当であったと理解できる。ちなみに、『楽所録』の同じく嘉永 4 年の辻近陳の記録では、凶作により遅延していた前年度の三方残銀に関する記事として、「高式拾石銀式百目、三方残銀石拾匁宛再度割渡」とあり、これで見ても、近陳が、楽人領 2000 石より拝領する石高は、家領米相当の 20 石であったと確認できる。すなわち、ここでも、楽人領知行のうち、家領米については、三ツ物成の配当が確保できていたことが分かるのである。

とはいえ、蔵着銀として、同じ南都方でも在名の芝葛房が 3 石 5 斗分、在京天王寺方の文均が同じく 3 石 5 斗分の銀納を受けたのに対し、在京南都楽人の辻近陳には、蔵着として 5 石分が支給されている意味は不明である。しかし、初納 59 匁という額は、『葛房日記』の記述と一致しており³⁹、南都方では初納銀の額が 59 匁とされていたのに対し、天王寺方の文均の日記では、初納銀は一貫して 100 匁とされているので、初納銀については、天王寺方と南都方では、

その支給額に違いがあった可能性が指摘できよう。

さらに、先の『楽所録』の記録では、辻近陳の弟、則察が2石5斗を受給したとあるが、同じく『葛房日記』の嘉永4年の巻頭記事によれば、則察は、南都方の衆分には含まれず「稽古料配当之輩」とあり、稽古料2石のみの配当を受ける身分である。かつ、『葛房日記』には、この時の稽古料配当者についての注記事項として、「但上五人者表向之稽古料、其余ハ一方より合力米ナリ」とあり、則察は、この5人の末席に記載されているので、額面以上に支給される根拠が不明である。しかし、『楽所日記』の弘化4年12月25日条には、「当春来之決柄ヲ以、例年之外ニ高石ニ付拾三匁宛、外ニ拾七人之外、家領米無之家元衆拾人之輩へ平均直段より拾匁下り壺石七拾三匁五分、相場ヲ以壺石宛助成之事」とあるなど、収入の少ない楽人に対しての金銭的補助が、それぞれの楽所内で独自に行われていた様子が示されているので、則察についても、稽古料2石に南都方で独自に補助的な5斗を追加支給していた可能性は考えられるし、あるいは、この時点で則察は南都方年番の補助役である年番加番であったので、その役料分の上乗せであったのかもしれない⁴⁰。このように考察した結果、三方楽所年番の会計業務は、それぞれの所属する楽所により、独自性をもっておこなわれていた部分もあったということがわかる。

結論として、弘化および嘉永年間の三方楽所楽人に配当される楽人領からの年貢配当については、衆分、すなわち、家領米配当の定員である京都方、南都方、天王寺方のそれぞれに17人、合計51名のうちに含まれていた楽人には年間6石相当、つまり、朱印高2000石のうち家領米配当分の三ツ物成相当の306石分の銀納収入が確保されていた可能性が高いと考えられる。さらに、これに芸料米が同じく朱印高のうち相応分の三ツ物成相当分支給され、三方楽所楽人には、それぞれの定員内で、中芸料米配当があれば7石8斗、さらに、上芸料米配当になると9石が支給されていた。師匠料もこれに準じていたであろうと思われる。加えて、老分・年番などには役料が追加され、すべてが銀および銭にて支給されていた。しかし、最高額の配当となる家領米と上芸料米に、師匠料米と老分役料等を配当されていたとしても、おそらくは年額で15石相当分の収入程度にしかならず、知行所からの年貢収納のみでは、楽人の生活は楽ではなかったと推測される。さらに、決算の結果として残った金額である残銀分配は、その経理処理にあたっては、個々の楽人の村高の配当石数および実際に支給される石数の一石あたりいくらかという算定方法で支給額が定まっていたことから、結果的に、総収入の額は、基本となる石数により、同じ楽所楽人のうちでも大きな差が生じたことであろう。

6 知行所よりの収入が三方楽所楽人の年収に占める割合

このような知行所からの年貢収納は、文均の年収総額で見た場合、どれほどの重要度をもっていたのであろうか。『楽所日記』には、年貢収納以外にも、禁裏関係の儀式・行事に伴う収入や、弟子からの謝礼など、さまざまな収入に関する記事が記載されている。すべての記録が残されているという保証はないが、ある程度までの推測は可能とみなして、『楽所日記』の嘉永6年から安政2年までの記事に基づき、文均の年収の収入元による割合を算出してみた。この3年間を対象としたのは、当時、文均は年番を退任していたがゆえに、年番の記録帳ではなく自

身の日記に知行所からの年貢取納に関する記事を記載していること、また、嘉永6年には江戸への出張稽古が入るなどして、通常と異なる状況での収入が年収においてどのような割合と意味を占めるのかなどの考察が可能であると考えたからである。

さて、もとより、『楽所日記』に、すべての収入に関する記事が記載されているとは限らないので、あくまで推定であるが、年間収支を収入元別にみた金額は、以下の表のようになった。

【表－6】：『楽所日記』の記録による東儀文均の推定年収⁴¹

(小計・総額の欄は、()内の現行通貨価値に置き換えての合算とする。また、『楽所日記』には手取り額のみ記載が多いので、公的収入及び知行所よりの収入も手取り額のみで算出した。)

	区分	金	銀	銭	小計／総額
嘉永6年	弟子からの収入	1050 疋 (157,500 円)	銀 1 両 + 白銀 1 封 ≒ 8 匁 (8,000 円)		165,500 円
	江戸での収入	7450 疋 (1,102,500 円)	銀 15 枚 + 銀二両 (689,600 円)		1,792,100 円
	知行所より以外の公的収入		227 匁 1 分 6 厘 4 毛 (227,164 円)	393 文 (3,930 円)	231,094 円
	知行所よりの収入		981 匁 1 分 4 厘 4 毛 (981,440 円)		981,440 円
	総額 (江戸での収入を省くと)		3,170,134 円 (1,378,034 円)		知行所収入の占める割合 30.96% (70.5%)
安政元年	弟子からの収入	2350 疋 + 2 朱 (367,500 円)	11 匁 3 分 (11,300 円)		378,800 円
	知行所より以外の公的収入	1 両 2 朱 (75,000 円)	23 匁 3 分 7 厘 (23,370 円)	4 貫 269 文 (4,269 円)	81,606 円
	知行所よりの収入		775 匁 5 分 8 毛 (775,508 円)		775,508 円
	総額		1,235,914 円		知行所収入の占める割合 62.7%
安政2年	弟子からの収入	4850 疋 + 1 両 3 分 4 朱 (847,500 円)	29 匁 3 分 (29,300 円)		876,800 円
	知行所より以外の公的収入	500 疋 + 1 分 2 朱 (97,500 円)	76 匁 5 分 (76,500 円)	6 貫 826 文 (68,260 円)	242,260 円
	知行所よりの収入		644 匁 3 分 1 厘 (644,310 円)		644,310 円
	総額		1,763,370 円		知行所収入の占める割合 36.5%

【表－6】によっても、楽人領知行所からの収入は、それだけでは楽人の生活水準の保持に十

分なものではなかったことが推測できよう。とはいえ、この3年分のみ記録で結論付けることは出来ないが、【表-6】の嘉永6年の江戸での収入を除いた総収入に対する知行所よりの収入比率や、翌安政元年のそれが示すように、金額的には決して十分なものではなかったとしても、三方楽所楽人の年収全体に占める知行所からの年貢収納は、大きな割合を占めていたこともわかる。知行所以外の公的収入としては、禁裏よりの元旦節会、舞御覧などの行事への出仕に対する御下行米、その他寺社関係への出仕礼、そして、天王寺楽所の場合は、四天王寺からの寺領物⁴²などが含まれているが、それも大きな金額ではない。このような状況の中で、三方楽所楽人たちが、貴族のみならず、武士階級や寺院関係者、さらには、裕福な商人層や農民層を弟子として、雅楽の個人教授を行い、その弟子からの謝礼も重要な収入源としていたことについては既に論じた⁴³が、その必要性も、このように整理することで明らかとなろう。

特に、嘉永6年の江戸での出張稽古⁴⁴の収入額が示すように、稽古による謝礼金の存在の大きさは看過することができない。実際、安政2年において、知行所よりの年貢収納が年収において占める比率が下がった原因は、弟子からの謝礼金収入金額が多かったことであり、その主たるものは京都の商家島田家よりの謝礼金であった⁴⁵。とはいえ、弟子からの謝礼収入は、変動する場合も多く、安定した収入源として、知行所からの年貢収納銀は重要であったことは否定できない。それゆえに、嘉永年間の洪水被害などによる知行所の凶作は、三方楽所楽人にとって大きな打撃であったと思われる。

『楽所録』第73冊には、嘉永2年11月に、三方楽所より楽奉行四辻家宛に提出された記録がある。すなわち、「楽所一統必至困窮仕候ニ付不恐願度、御銀拝借之儀奉願上候ヨリ外致方無御座亦候、乍恐奉願上候、元来薄録ニ罷在候上、近来知行所水損日損打続、地頭百姓共必至極難洪之儀難申尽次第御座候、累年多分之損毛有之候得共、別而申年（南谷補：嘉永元年）大洪水ニ付莫大之損毛ニ御座候得者、先願申上候通昨冬下地乍拝借中尚又拝借可相願候与評議仕候得共、当酉年ハ皆上納仕候ニ付如何様共仕必至難洪相凌、漸当年江相越候儀に御座候間、当冬拝借銀不相叶候ハ者、当収納米八九分借財方江差入候様ニ相成申候而者一統無此上難洪ニ相迫、自然与家業ヲ怠、芸道鍛錬手薄ク相成、禁裏御用、関東御用之節難相勤体ニ罷成可」として、知行所の洪水被害により三方楽所楽人の生活が困窮し、多額の借金を抱えているために、当該年度の収納はその借金返済に充てられることともなりかねず、このままでは、楽人の生活がたちゆかないと主張している。嘉永元年の知行所被害額については、同書面に「昨申年秋大風雨洪水且昨夏照続ニ而早損有之候上右出水両度之損毛高千三百石余出来、且年々川、ヶ成ニ普請等取凌居候場所崩落、右普請銀十八貫目余入用相掛中ニ以所々難行届場所茂有之候得者、何分近年相続多分之普請銀損毛高有之候事」として、その被害の実態と川普請に必要な費用の概算が提示されている。

さて、三方楽所からの拝借銀の願は、この嘉永2年11月提出のものが同年の記録の最初のものではなかった。『楽所録』第72冊によれば、同年5月に願書が提出されて以来、数度の提出と差し戻しが繰り返され、11月によく受理された願書に基づき、同年12月24日に「格別之訳を以銀貳拾五貫目、来戌年より拾ヶ年貳拾ヶ年銀貳貫五百目宛返納之積拝借」となったことがわかり⁴⁶、その借用書が、三方楽所老分および年番の6名に楽所楽人2名の合計8名の

捺印の上、四辻家雑掌の署名も添えられ、四辻家より当時の東西京都町奉行、水野下総守重明殿御組および明楽大隈守茂正殿御組あてに提出されている⁴⁷。『楽所録』第72冊に残される嘉永2年5月の文書に付属する例書によれば、三方楽所の拝借銀借用については、以下のように繰り返されていたことが示されている。

【表一七】三方楽所拝借銀の実態

	拝借銀	返済期間
寛保3年(1743)12月	銀20貫目	翌年より10ヵ年年賦にて完済
宝暦2年(1752)12月	銀20貫目	翌年より10ヵ年年賦にて完済
宝暦5年(1755)8月	銀50貫目	翌年より20ヵ年年賦にて完済
宝暦11年(1761)12月	銀50貫目	翌年より10ヵ年年賦にて完済
安永4年(1775)	銀30貫目	翌年より10ヵ年年賦返済予定のところ、天明3年にあらたに40貫目を拝借してこれを完済
安永9年(1780)6月	銀10貫目	翌年より10ヵ年年賦返済予定のところ、天明3年にあらたに40貫目を拝借してこれを完済
天明2年(1782)11月	銀50貫目	翌年より10ヵ年年賦にて完済
天明3年(1783)9月	銀40貫目	翌年より15ヵ年年賦返済予定のところ、寛政9年にあらたに30貫目を拝借してこれを完済
寛政9年(1797)11月	銀30貫目	翌年より15ヵ年年賦返済予定のところ、寛政11年にあらたに50貫目を拝借してこれを完済
寛政11年(1799)12月	銀50貫目	翌年より15ヵ年年賦にて完済
文化12年(1815)12月	銀25貫目	翌年より10ヵ年年賦返済予定のところ、文政11年にあらたに25貫目を拝借してこれを完済
文政11年(1828)3月	銀25貫目	翌年より10ヵ年年賦にて完済
天保10年(1839)8月	銀25貫目	翌年より10ヵ年年賦にて返済中、嘉永2年(1849)冬に完済予定
嘉永2年(1849)5月より	銀50貫目の申請中	⇒同年12月に銀25貫目の拝借銀が認められる

このように、三方楽所は寛保3年以来、途切れることなく拝借銀の借用を繰り返して居り、中には、返済しきれずに、新たな拝借銀をして前回拝借分の返済銀に充てるというかなり苦しい時期もあったことが明らかになるが、嘉永年間に至っては、前回の天保10年に拝借した拝借銀の完済を見越しての新たな借金であったことから、財政面も多少は安定傾向にあったように推測できる。

このような中での借用銀となった嘉永2年12月に拝借の銀25貫目であるが、『楽所日記』嘉永2年12月28条によれば、「拝借銀廿五貫目ヲ以三方借財返済並各分借高石七匁五分、稽古料石七匁ツ」とあり、まず、三方楽所としての借金返済を済ませたの残金が、楽人一人当

たりの配当石数に応じて分配されている。ここでも、配当石数の多い楽人は、借金ではあっても、一時的により多くの収入を獲得でき、配当石数の少ない楽人は、返済金額が少なくなるとはいえ、当座に支給される金額も少ないという状況になっているので、三方楽所の中で、配当石数が少ないために実際に困窮していたと思われる楽人にとっては、さほどの救済にはならなかったのではないだろうか。また、返済の実態については、既に紹介した嘉永3年の『葛房日記』の12月の収納記録の末尾に、去酉年とある拝借銀の「十ヶ年賦初年」として、「貳拾目八分七厘八毛」が収納銀より差し引かれていることが記されているので、三方楽所楽人は、知行所よりの年貢収納銀の中からこの借用銀の年賦を、引き受けた借財高に応じて分担して支払っていたことが分かる。

このように、三方楽所が恒常的に借金を抱えることとなり、毎年の知行所収納より楽人たちがこれを負担して返済せざるを得なくなった原因はどこにあるのかということを考えてみたい。さきの嘉永元年の年貢収納についてであるが、この年は、知行所が洪水被害を受けたにも関わらず、『楽所日記』嘉永元年巻12月25日条に「皆済銀無滞受取」とあるので、例年通り年貢銀は収納されていることが分かり、同年12月5日条には、「郷中役人共呼出、当年莫太之救願書差出候ニ付其俵返、段々理解申聞候得共納篤不致候事」とあるものの、翌6日には、「下河原新之助ヲ以郷中役人共へ理解申聞、漸、納得致候事」とされ、知行所からの救済に関する要望を受け入れていなかったことも記されているので、知行所の凶作が楽人の年貢収納に直接影響していた様子は見受けられない。さらに、翌嘉永2年の記事によっても、特に年貢収納に不具合があった様子はない。したがって、この時点では、知行所の実際の米収穫高に関係なく、三方楽所としては一定の年貢収納を確保できていたのであろう。

が、洪水被害のあった嘉永元年には、被害後すぐに東儀文均を始めとする三方楽所関係者が現地入りをして、被害状況を確認し、同年8月29日には、「村々庄屋呼出、普請所之儀段々理解申聞シ積リ書改、納篤之上請書差上」させているので、この時点で、川普請の費用が算出されており、その金額を三方楽所が負担した可能性が推測でき、これが、さきの嘉永2年の拝借銀願書に記載された18貫目に相当するものであろう。以後、嘉永3年、同4年の打ち続く洪水被害、嘉永5年の日照り被害と、知行所の凶作状態が継続し、嘉永3年12月4日には、「当年凶作ニ付郷中救難願ニ付定救三十五石場、銀拾貫目差遣候様申渡候処、中々納篤不申候事」とあったが、結局は、12月5日に、「三十五石定救如例遣、拾貫目当年救」として、救米を支給するに至っている。この嘉永3年には、年貢の未進が多く、皆済手形が発行されないままに、同年末より翌嘉永4年の年頭にかけて、年番2名が知行所へ年貢の取立てに出向いている。このような状況になると、年末までの年貢収入をあてにしていた楽人の中には、生活資金面での問題を抱えるものも生じた可能性はある。

このような状況に加え、嘉永4年2月28日条には、三方楽所年番を中心とした会合で、総持寺村大川表普請について、「凡六百人斗有之候趣付飯米為取続白米廿石、代銀三貫貳百目為救差遣候付、人別配当申付候旨評定治定之事」と決めるなど、川普請関係の費用がかさんでいる様子が記される。そうすると、この時点での三方楽所が抱えることとなる借金の主な用途は、個々の楽人の日常生活費用への補填を目的としたものであるというよりも、楽人領の災害復旧

費用をはじめとする知行所経営のためということになろう。このことは、『楽所日記』嘉永 5 年 12 月 9 日条からも推測できる。すなわち、同日条には、「用水一件願銀高三拾五貫目之処、明年中ニ式拾貫目下シ遣候而七ヶ年他借銀元高二応じ五朱之利足目安村より差出候分ニ而落合付、尚老分衆へ此旨談之上申付候様」とあり、水利面で苦勞の多かった知行所の用水管理に必要となる費用を三方楽所が借金で調達し、その利息を村側で負担するというようになったとする記録が残されている。

おわりに

このように、三方楽所は、楽人額の支配者として、いわゆる「地方知行」、つまり知行所の直接統治を行っていた。嘉永年間の知行所の状況は、洪水と日照りに相次いで見舞われ、『楽所日記』嘉永 6 年 6 月 9 日条には、「三方収納方郷中凶作ニ而不勘定付今度地行所江仕法銀申付候相談治定」とあり、同 15 日、「今度仕法銀ニ付下河原新之祐、神南村孫七代衆之助、安明寺村忠左衛門、右呼出、三拾貫目当秋迄調達御受申上候事」として、年貢収納の不足分を仕法銀として納めるように指示するほどの状態であった。しかし、この年も旱魃の被害が出たために、三方楽所年番らが検分の毛見に出向き、その結果として、同年 10 月 6 日条には、「過日郷中稲作検分下向之趣田畑七百石余旱損皆無内稲作一步五厘ヲコシ畑スクヒ三貫目被遣候旨披露之事」となったことが記されている。年貢は銀納となっていたために、凶作であった年においても、三方楽所側は、相応の年貢銀の収納を知行所に求めたことが示されているので、まったくの収納がないというわけではなかったが、次第に状況が苦しくなっていく様子が、嘉永年間の記録を通じて推測することができる。このような状況においても、知行所よりの年貢銀高を定めるについては、10 月の蔵着値段定め、11 月の平均値段定めとされた 2 回の三方楽所側関係者および郷中村役人との団体交渉の場で、知行所村役人も説得しつつ、当事者が納得する値段に決定するなど、三方楽所の側からの一方的な年貢取立てではなく、村側の要求も受け入れたうえでの値段で年貢収納が決定されていた。さらに、知行所における災害状況に応じて、救米として一定の金額を支給し、川普請の費用を負担するなど、知行所経営に必要な経費の確保に苦慮していた様子も『楽所日記』には記されている。こうして、天候不順が続くという状況のもと、嘉永年間以後、再び三方楽所の財務環境が厳しい状態になっていったことが推測される。この点については、安政年間の資料をもとに、稿を改めて論じたい。

この時期、『楽所日記』嘉永 2 年の記事によれば、同年 1 月には、楽奉行四辻家から、三方楽所に対して金銭的援助の要求があり、これを受けて、1 月 22 日には三方楽所として「調達銀式貫五百目持参」とする記事がある。さて、その後も、四辻家からは、三方楽所に対し、60 貫目にもなっている四辻家の借財の「惣高借り替」の依頼があるが、『楽所日記』同年 3 月 28 日条によれば、すでに三方楽所にも多額の借金があるとの理由でこれを断り、「飯米廿石料ヲ以御借進可申上」との結論に達したことが記されるなど、京都の一部の公家の台所事情も厳しい状況であったことが理解できる。反面、上記の四辻家への持参銀については、「右式貫目勢州出銀之事」とあり、東儀伊勢守如雄がそのほとんどを調達したことが記されているので、三方楽所としては「御銀拝借」を願い出るような状況であっても、楽人の中には、比較的金的ゆとり

のある楽人もいたと思われる。『楽所日記』をのこした東儀文均の生活も、日記の文面からは、さほど困窮していたようには見受けられない。その要因の一つとして、弟子からの謝礼という収入源の存在があった。しかし、文均のように、弟子からの謝礼などに比較的恵まれていた楽家はともかく、知行所および禁裏関係の御下行のみを主たる収入としていた楽家の台所事情は厳しいものであったのであろうから、三方楽所としては、知行所支配を厳格に行なう必要があったと推測できる。そのような中でも、『楽所日記』の中には、興味を覚える記事が残されている。この記事 最後に紹介することとしたい。

東儀文均には、年番に就任した弘化3年当時、体調不良を訴える息子がいた。同年6月2日条には、安明寺村庄屋庄治良とともに、中之宮村の左内という人物が「為心察上京」とある。文均は、年番収入後まもなく、椿井村世話役平左衛門に、医学の心得があるとされた左内の派遣を依頼していたらしいが、翌3日には、この左内が、文均自宅にて「倅眼気心察相頼候処、段々深切ニ申呉候事」とあり、4日の帰村前にも、「中之宮村左内、今一心心察致呉、段々心得方申呉候事」として、診察を行なったことが記されている。文均は、この左内に対し、後日、「金子並壺組遣し候」と記しているが、これに対して、同年8月29日条に、その返礼として左内より「筵綿十五枚差出」されたとあり、これについて、「痛入候事」と記している。その後、この息子は病没するが、当時三方楽所年番であった文均が、息子の治療のために知行所の村医者ですら頼ろうとした様子、そして、その治療に対し相応の心遣いをし、また、領民の側でも、これに丁寧な対応をした様子が理解できる。この一例をもって、三方楽所の領民支配が厳しいものではなく、お互いの理解のうえに成り立っていたと述べることは無理があるだろうが、ここまで考察してきたように、楽人領の年貢が三ツ物成という平群郡の中では比較的低い率であったことや、年貢米銀納の値段の決定が、支配者である三方楽所側と村役人との合議の結果決定されていたということから、楽人領支配は、三方楽所楽人の年番職を担当者とする直接支配であったが、それは、比較的穏やかに行なわれていたと推測することは可能であろう⁴⁸。

【表－8】『楽所日記』による年番の年間業務の流れ一覧

□は、東儀文均の年番の期間を示し、表中2桁の数字は日付を示す

	弘化3・3 月 年 番 就 任	弘化4	弘化5	嘉永2	嘉永3・3 月 年 番 離 任	嘉永4	嘉永5
1 月		06. 郷中百 姓年始 29. 評席	07. 郷中百 姓年始 11. 会合 14. 会合 25. 評席	12. 会合 14. 評席、 四辻殿よ りの件 26. 郷中百 姓年始 27. 郷中 村々の様 子を聞く 28. 評席、 目安村普 請の件 30. 評席、 平等寺村 庄屋	13. 初会合 18. 郷中年 頭挨拶 30. 百姓と 評席	01. 取立て より帰京 06. 取立分 配分 28. 評席、 未収納分 について	
2 月		01. 会合 03. 評席 07. 評席 10. 三方勘 定帳 13. 会合 17. 会合 19. 会合 28. 会合、 三方勘定 帳確認、百 姓呼出 29. 評席	14. 会合 19. 会合 27. 会合	28. 会合	01. 会合、 勘定帳精 算 05. 勘定帳 認める 17. 会合、 午後評席、 百姓呼出 19. 同上 27. 会合	28. 評席、 郷中川普 請、救米の 件 30. 忠愛か ら景典へ 年番交代	29. 評席不 参

3 月	13. 知行所 百姓と会 合 18. 同上	01. 三方勘 定帳並地 行書勘定 目録、一方 勘定帳提 出 16. 知行所 百姓面会	01. 三方勘 定帳並地 行書勘定 目録、一方 勘定帳提 出 04. 会合、 午後評席	01. 三方勘 定帳並地 行書勘定 目録提出 28. 評席、 四辻家の 件	01. 郷中百 姓上京、評 席、三方勘 定帳提出、 年番文運 へ交代 03. 評席 10. 一方帳 箱、文運へ 渡す 18. 評席 26. 評席、 下河原一 件	11. 評席、 下河原一 件 23. 評席、 同上	23. 評席不 参 25. 評席、 郷中荒所 普請の件 など
4 月	26. 知行所 百姓と会 合	08. 評席 11. 年番交 代初会合 13. 会合	05. 評席、 郷中大川 普請評定 07. 年番交 代初会合	10. 評席 12. 評席 27. 会合	09. 年番交 代初会合 20. 評席		
5 月	18. 年番交 代初会合	24. 毛付 届・会合	5月25日 より6月 27日まで 文均は出 稽古	10. 下河原 へ書状 21. 毛付届 22. 評席	01. 評席 15. 評席、 下河原一 件	06. 評席、 郷中普請 の件、年番 交代初会 合	
閏 5 月	19. 植付 け・会合						
6 月	02. 安明寺 村庄屋・会 合 03. 評席 04. 願事聞 済		5月25日 より6月 27日まで 文均は出 稽古	03. 郷中よ り暑気見 舞	01. 評席、 下河原一 件		

	16. 郷中水論 20. 郷中水論 22. 評席 23. 評席 24. 評席・申渡						24. 郷中日照り被害
7月	01. 目安村庄屋・会合 02. 評席・裁許 03. 会合・益払下勘定 10. 会合・益払 23. 郷中惣代八朔祝儀持参	04. 会合・三方下勘定 08. 益払引分 23. 百姓上京・会合 25. 百姓八朔祝儀 28. 百姓上京・会合	02. 会合、三方益払下勘定 06. 会合、三方借入、役料益払等 08. 会合、同上 26. 郷中百姓八朔	01. 三方下勘定会合 05. 会合、三方益払等引分 06. 評席、椿井村の件 07. 三方一方役料等 27. 郷中より八朔		18. 大雨による郷中被害 27. 評席、郷中被害	
8月	20. 勘定会合 29. 郷中拝借金上納、池普請等願書	09. 百姓上京・会合 27. 会合 29. 当年毛見付	02. 郷中大雨被害 16. 同上 20. 同上 21. 評席、郷中下向の件 25. 郷中へ下向	25. 椿井村より御礼 27. 評席、目安村の件	23. 評席、郷中大雨被害の件 28. 評席、下河原一件	19. 評席、郷中検分の件	
9月		02. 郷中惣代上京 06. 郷中毛見下向相談【年番及び古役近興】	02. 郷中より帰京 07. 評席、被害報告 11. 郷中百姓上京、会合	20. 会合、午後評席	07. 評席、郷中普請	06. 評席、検分報告 20. 会合、毛見の件、文均は古役として参加する	

		13. 郷中毛見実施 22. 毛見より帰京 25. 即位礼拝見に郷中百姓上京、会合				27. 毛見下向	
10月	01. 蔵着値段定め初日 02. 会合、評席 03. 評席、92 匁にて落合 25. 蔵着嘉儀 26. 蔵着銀分配・午後会合、下河原願書・郷中願書	02. 会合 06. 会合、近習代近興・百姓呼出蔵着値段発言 07. 評席 90 匁にて治定 21. 会合 25. 蔵着会合 26. 蔵着銀分配・午後会合、百姓呼出	05. 会合、蔵着値段 06. 評席、99 匁 5 分にて御請 25. 蔵着会合 26. 蔵着銀分配・午後会合	03. 会合、蔵着値段 04. 会合、午後評席 103 匁 5 分にて御請 11. 会合、評席、下河原の件 18. 会合 23. 会合 25. 蔵着会合 26. 蔵着銀分配・午後 28. 評席	06. 評席、165 匁にて御請 25. 蔵着嘉儀 26. 蔵着落手 27. 評席	05. 毛見より帰京 08. 評席、蔵着値段 96 匁治定、天候不順による蔵着日限日延願 27. 蔵着嘉儀 28. 評席、郷中願書、昨年不納分の一部収納など	25. 蔵着嘉儀 この年、文均は名古屋方面へ出稽古、値段交渉の期間も不在、相場は、石につき101匁
11月	08. 評席 19. 会合、二番収納	16. 会合	この年、大嘗祭執行につき多忙	05. 会合 06. 会合、午後評席 15. 会合、二番収納、午後評席			20. 評席、新池の件
12月	02. 収納値段会合	02. 会合、百姓呼出	02. 会合、郷中役人	02. 会合、郷中役人	03. 評席 04. 評席、	03. 評席 04. 評席、	06. 評席、値段治定

03. 会合・評席	収納 値段 発言	呼出 値段 申渡	呼出 値段 申渡	値段 折合 つかず	値段治定、救米遣わす、願書取調	08. 評席、用水の件
04. 会合・評席にて	03. 会合、午後評席	03. 評席、郷中役人 呼出	03. 評席、郷中役人 呼出	05. 評席		09. 評席、用水の件
78 匁 1 分 治定、当年 評席満会	04. 会合、午後評席	04. 会合、午後評席、平均 値段	04. 会合、午後評席、平均 値段	06. 一方勘定につき 文運指導		11. 評席同上
05. 会合・二番、三番之内受取、救6石	05. 会合、午後評席	92 匁 2 分 にて御請	102 匁、他 願書など 申渡	07. 三方勘定の指導		
06. 収納下 勘定	08. 収納差 引帳、下勘 定	05. 評席、郷中莫大 の救願書 提出につ き差し戻 す	05. 会合			
07. 同上	09 同上	09. 一方支 配帳並差 引帳等取 調	09. 一方支 配帳並差 引帳等取 調			
08. 同上	10. 会合	06. 評席、郷中役人 と合議	11. 会合三 方下勘定	13. 評席		
10. 一方会 合・午後会 合	17. 会合、三番 納上 納	07. 評席郷 中一件	15. 会合	19. 評席、三番 納		
14. 一方会 合	18. 一方会 合	17. 会合、三番 収納、 午後三方 引分	17. 会合、三番 収納、 午後三方 引分	21. 収納落 手		
17. 三番収 納	21. 収納銀 相渡	17. 三番 納、会合三 方配当銀 分配	21. 収納分 配	24. 評席、郷中凶作 につき未 進多し	21. 収納銀 落手	21. 収納
21. 収納銀 相渡	25. 皆済銀 上納	18. 一方会 合	25. 皆済銀	26. 忠以と 文運は年 貢取立へ 郷中下向、 文均、文運 に代わり 配当銀分 配		
25. 皆済	26. 三方一 方割渡銀 など相渡	21. 収納分 配	26. 三方割 渡		25. 三方皆 済、残銀分 配	27. 三方残 銀分配
26. 割渡な ど相渡		25. 会合、皆 済銀受 取	28. 三方拝 借銀の件 で老分と 会合			
		26. 三方一 方残銀分 配	29. 拝借銀 各方へ相 渡			

1 従前の京都方楽人と南都方楽人で構成されていた雅楽演奏組織に新たに大坂四天王寺の楽人【これを、天王寺方と称する】を加えた三方楽所の成立については、南谷美保「安土桃山時代の雅楽楽人について－三方楽所の成立をめぐる一考察－」（『四天王寺国際仏教大学短期大学部紀要』第30号、1990年、pp.1-20）を参照されたい。三方楽所の成立に伴い、大坂から京都へと呼び寄せられた楽人たちは、その職務執行の必要性から、京都在住となり、彼らを在京楽人と称したが、この呼称は、南都方の京都在住楽人にも共通して用いられた。一方で、南都と天王寺のそれぞれの本拠地に残留した楽人たちは、在南楽人、在天楽人と称される。三方楽所楽人は、禁裏よりの御扶持および諸行事出仕の報酬にあたる御下行米を拝領するほか、以下で考察する楽人領からの年貢収納による収入を得ていた。そのほか、寺社の儀式における雅楽・舞楽演奏による報酬および寺社付きの楽人への音楽指導、さらには、専門職ではない素人楽人の「雅楽お稽古」の師匠としての謝礼金なども収入の一部であった。明治元年に奈良県がおかれた時点で平群郡の幕府直轄地は奈良県の支配下となったが、楽人領については、明治4年7月の廃藩置県を経て、同年11月、大和国一國が奈良県の管轄となり、消滅した。

2 『楽所日記』は、国会図書館所蔵。全37巻のうち30巻が天保15年より明治5年までの東儀文均の日記、残り7巻が、文均が三方楽所天王寺方老分を勤めた時期の職務記録である。南谷による『楽所日記』に基づく三方楽所の経済状況に関する考察は、直近のものでは、「慶応元年日光山御神忌御下行米の支給をめぐる一幕末の三方楽所楽人を取り巻く状況に関する一考察－」（『四天王寺大学紀要』第45号、2008年3月、pp.347-377）、「維新期の三方楽所を取り巻く環境－東儀文均の『楽所日記』に基づく考察－」（『四天王寺大学紀要』第46号、2008年9月、pp.315-142）がある。

3 『芝家日記集』は、天理大学付属図書館所蔵。本稿では、主に、弘化元年から嘉永6年までの芝葛房の日記を参考資料として用いる。芝葛房は、明治6年に62歳で没しており、弘化5年の時点で36歳、同じく明治6年に63歳で没した東儀文均とは、同年代であった。東儀文均は、南都芝家庶流の出身でありながら京都在住、つまり、「在京」の天王寺方東儀家の養子になった楽人であり、芝葛房は、南都在住、つまり「在南」の芝家本家当主であった。

4 『楽所録』は、国会図書館所蔵。南都方の在京楽家辻家に由来する記録で、三方楽所老分の記録および辻家楽人の手になる日記、三方楽家の系譜などをまとめた記録類である。ただし、後出の注7にあるように、この記録類の中で、『楽所録』とされる記録帳は、三方楽所楽所の記録役がこれを書き留めたものであるらしく、結果的に記録者は辻家の楽人に限られたものではなかった。この記録帳とその他の記録および辻家に伝来した日記などをまとめて、現在は、『楽所録』と総称されている。

5 それらに記載される事項は、1) 踏歌節会、舞御覧の楽屋に関する願い書（四辻家雑掌あて）、2) 御節会御下行米受取手形（同上）、3) 四辻家よりの通達についての請書（同上）、4) 楽人領村高および川普請などに関する書面（御勘定所・四辻家留）、5) 内侍所勤番に関する書面（四辻家雑掌宛）、6) 年頭惣代下向に関する諸費用についての書面（同上）、7) 宗旨改および鉄砲改に関する書面（武家伝奏家雑掌あて）を基本的なものとし、これに、楽人の転居届（武家伝奏家雑掌あて）や、その時々臨時の宮中儀式に関する書面が加わる場合もある。

6 老分3名のうち1名は、年頭にあたり江戸城に出府するなどの業務もあり、体力的にもハードな職であった。また、このような出張業務などに伴い老分が京都不在の場合は、代行者である老分代が臨時に置かれた。

7 『楽所日記』には、弘化4年2月1日条に「執筆役儀交代、予出役」とあり、翌5年2月1日条に「三方執筆役交代、一方老分へ楽所録五冊余紙差出、京都方順番番出役」とある。

8 これは、『楽所日記』の表記による。なお、文均は、自身が年番就任中は、その日記の記事において、年番のみの会合を「会合」とし、古役も含めた会議を「評席会合」と区別して記載しているが、年番退任後は、その区別が曖昧になるので、三方楽所としての統一用語ではなかったようである。

9 以下では、『葛房日記』とする。

10 京都方、南都方の両方という意味であろう。

11 『楽所日記』の翌19日条には、「今晩凶子東儀より文運丈所労及危急之旨為知之事、早速参候処、丑刻比被落入候由気毒千万之事」とあり、「朝飯後、石州亭へ参面会、文運所労大切付退役之儀、且辰年勘定帳取調出来候ハバ及披露、勘定帳前後之処可及入魂旨申入置候事、文運代勤披露後不取敢年番役治定迄補置可申旨申入置候事、辻相州、多備州、予会合、勘定下書取調之儀申入置候事」と記されており、文均が天王寺方老分林石見守廣範の承認をうけ、年番の業務を代行することとなり、南都方年番辻相模守則賢、京都方年番多備前守忠誠と会合を持ったことが記されている。こうして、会計帳簿を整理した結果、文運が前年分の会計処理を完了していなかったばかりか、使途不明金が発生していることが露見している。この事件の始末を含め、安政年間以後の知行所支配関係についての考察は、別の機会に行なうこととしたい。なお、文運は同年7月20日に死亡する。が、『葛房日記』安政5年の記事によれば、安政5年の天王寺方年番については、文均が、「安政四巳七月より補」とあり、文運死亡後も文均が補役のままに年番業務を担当していたことが示されている。

12 年番の業務は、会計処理のみならず、後に見るように知行所からの村役人との合議を自宅で行なうなど、自宅を会合に使用することも多く、こうしたことも年番への就任可能者が少なくなった原因であるのかもしれない。

13 同年4月5日に四辻家に提出した「楽人領高村割並配当人数書」による。

14 復刻されている『嘉永元年大和国細見図』（人文社）によれば、平等寺・安明寺・岩井・中之宮の4村は平群郡の竜田川の左岸に存在し、現在の平群町平等寺地域にあたる。椿井村はこれらの地域の南側の竜田川沿いの地域で、現在は椿井としてその地名を残す。平群郡目安村は、現在の斑鳩町目安地域にあたり、富雄川と大和川が合流する場所の大和川右岸西側の地域である。平群郡の神南・惣持寺村は、現在の斑鳩町の神南にあたり、目安村より大和川に沿って下流の竜田川と大和川が合流する場所の大和川右岸西側の地域にあたる。

15 「近世の平群」、(『平群町史』平群町史編集委員会編、1976年、pp.78-162)

16 注15前掲書 pp.96-99、および pp.149-152。なお同書によれば、平群郡の中で天領であった上庄村の延宝7年の検地の記録があるが、これによれば、文禄の検地と比較して、「面積・村高ともに若干の減少を示している」(p.94)とあるので、平群地域では、三方楽所楽人のいう延宝2年の「大洪水ニ而夥敷損亡仕」という状況から、その後、田畑が復興されていた可能性もあるが、楽人領では、三ツ物成のままであった。

17 ただし、郡山藩領では、年貢米は郡山藩の米蔵へ運ばれていたようである。

18 注15前掲書、pp.100-101

19 注15前掲書、p.101

20 注15前掲書、p.118

21 『平群町史』では、「平群の村々は米作が主であるといっても、米納・銀納にかかわらず、そのほとんどは年貢として領主に収納された」(p.152)、「比較的まだ自給度の高い農村であった。大阪周辺の農村などに比べると、商品経済の浸透はそう著しくなかった」(p.155)とされているが、楽人領の状況も同じようなものであったと推測できる。

22 注15前掲同書、p.122

23 注15前掲同書、p.134

24 たとえば、『楽所日記』巻4の弘化4年2月17日条に「三方帳箱、長州へ送る」とあるが、同年10月3日条には「近習(南谷補：長州のこと)丈故障付三方帳箱従昨日請取」とあり、また巻5の弘化5年5月23日条には、文均の三河方面への出張稽古による留守に伴い、「三方帳箱上信州へ贈る」とあることから、このように推測できる。

25 『楽所日記』巻4の弘化4年2月10日条に「三方勘定帳二冊出来、長州(南谷補：窪近習のこと)、忠以丈へ差出」とあり、年番の確認を得た上で、同28日には「三方勘定帳読合調印」とある。その後3月1

日に、文均は、「三方勘定帳並知行所勘定目録」と「一方勘定帳」を天王寺方老分に提出している。このような年度末決算のほかにも、同年7月4日条には「三方下勘定」とあり、例年の記録からも、盆払いとされた夏季の支払いのための中間決算も行なっていたことがわかる。

²⁶ 知行所からは、年番および古役、さらに老分に対して、年頭及び八朔の祝儀などが届けられていた。

²⁷ 『楽所日記』弘化3年3月18日条に「先年村払申付有之候久右衛門儀、此比所勞付帰住仕度旨親類惣代弥右衛門より願書差出候得共一名、且村方熟談も無之事故願書差戻ス事」とある。

²⁸ 同じく弘化3年8月29日条に、「右者平左衛門所勞ニ付代勤、先達而拝借銀残三百目上納、且目安村池普請等願書差出候事」とある。

²⁹ 『楽所日記』巻4の弘化4年8月29日条には、「当年毛見付古役立合近興丈治定ニ而当役之者三人都合四人、来九月中旬下旬可申旨」とあり、その旨を老分に届け出たと記載される。

³⁰ 注15前掲書の『平群町史』には、享保9(1724)年には、楽人領の百姓とその大庄屋および庄屋の間で出入があり、その結果、楽人領では大庄屋の制度が廃止され、地頭の用事は八カ村の庄屋が一年交代で勤めることなどが定められたとしているが(p.157-159)、弘化・嘉永年間の『楽所日記』の記事から推測する限りでは、椿井村の下河原家が楽人領の総代的な立場にあったようであり、三方楽所から知行所へ向けた書面も下河原宛とする例が多いことなどから、椿井村の下河原家が、再び大庄屋的な存在となっていたようである。

³¹ なお、この時の毛見には、東儀文均は、「古役」として参加しているの、弘化4年の毛見、翌年の洪水による被害検分の毛見、そしてこの時と、5年間で3回の知行所検地に立ち会っていたことになる。

³² 『楽所日記』弘化4年の例で示すと10月26日条の「昼迄蔵着銀先納等分配、在天へ先納銀差下ス」がある。

³³ 当該期間の『楽所日記』で分かりうる限りの石あたりの年貢収納値段などに関する記事は以下の通りである。以下の表で?とある項目は、『楽所日記』には記載が無かったことを示している。

年	蔵着＝初納石あたり	二番収納総額	平均値段	三番収納総額	備考
弘化3	92 匁	11 貫目	78 匁 1 分	17 貫目	
弘化4	90 匁	?	83 匁 5 分	11 貫目	毛見実施
弘化5	99 匁 5 分	?	92 匁 2 分	6 貫目	洪水被害後の毛見
嘉永2	103 匁 5 分	13 貫目	102 匁	17 貫目	
嘉永3	165 匁	?	144 匁 5 分	15 貫目余	洪水被害・未進多し
嘉永4	96 匁	?	81 匁	?	洪水被害 毛見実施
嘉永5	101 匁	?	?	?	用水の一件
嘉永6	102 匁	?	109 匁 5 分	?	仕法銀・畑救三貫目
嘉永7	96 匁	?	77 匁 5 分	?	救銀壹貫目

³⁴ 同年10月3日の『楽所日記』の記事による。三方及第とは、いわば、三方楽所楽人の演奏技術のレベル保持のために設けられた実技試験の制度であり、当該楽人が所属する楽所以外の二方の試験官の入札により、合格の札で過半数を得た楽人は、その時にエントリーした中芸、もしくは、上芸に合格、昇進とされた。南谷美保「江戸時代の三方楽所楽人と三方及第－『楽所日記』に基づく考察－」(『四天王寺国際仏教大学紀要』37号、1997年、pp218-239)において、その実態を紹介している。

³⁵ 『葛房日記』の各巻の巻頭には、三方楽所楽人の名簿、南都方の座次などを記した記事があり、それに

よれば、嘉永元年の南都方には、上芸者が10名、中芸者が4名おり、この上芸中者のうち末席の3名が上芸者であるにもかかわらず、中芸料米を受領していたことが記されている。これは、【表-3】に示したように、上芸料米は三方全体で20名分の配当であり、一方では、7名もしくは6名が定員となるが、南都方の場合、この7名を上回った3名が中芸料米の配当のままであったことを示している。さらに、中芸料米の配当者についても、上芸料米に同じ定員であるから、南都方の場合、上芸の3名に加え、中芸の4名で中芸料米配当者の定員を充たしたことになり、それ以上に中芸合格者が生じても、新規の合格者は芸料米の配当にありつけないことになる。事実、嘉永4年の記事では、前年嘉永3年の三方及第で上芸昇進を果たした葛房は、中芸料米配当者のままとされ、新たに中芸合格を果たした窪近直も、「藝料未取」と記されていることが分かる。このように、当時は、三方及第で中芸、上芸のそれぞれに合格、昇進しても、そのことがすなわち、それぞれの楽人の技量に相当した芸料米の配当につながるという状況ではなかった。³⁶ ただし、既に述べたように、文均は上芸に昇進しているにもかかわらず、中芸料米の配当であった。葛房については、注35の通り。

³⁷ 拝借銀については、後述。

³⁸ 『楽所録』第43冊「日記」嘉永4年10月28日条

³⁹ 本文引用記事の他にも、嘉永3年10月27日条には、「今夕上家より初納銀五拾九匁下ル」とあるなど、南都方の初納銀が59匁であったことが、『葛房日記』では確認できる。

⁴⁰ 楽人領からは、稽古料として本来200石が配当されていた。これを三ツ物成に換算すると、120石、一方あたりでは40石の配当があったはずである。しかし、南都方の例で見ると、この表向きの稽古料配当者への割り当ては12石となるので、本来支給されるべき稽古料米を、その他の経費や支給枠に転用していた可能性もある。

⁴¹ 現行通貨価値への換算については、以下のように行なう。江戸滞在中の収入については、金1両=60,000円として、1疋=15,000円と換算する。江戸での銀収入については、『楽所日記』中に「銀五枚」を「金三兩三分」とした記録があるので、「銀一枚」を0.75両=3分と換算し、45,000円相当と換算する。ただし、京都での餞別「銀二両」とあるについては、銀1両=4匁3分とする。また、銀1匁=1,000円とし、銭1文=10円とする。ただし、これらの換算はあくまで参考の為に行なうものであり、江戸時代の楽人の収入を現行通貨の価値に置き換えて考察するためには、各年の銀の相場などを勘案してより厳密な換算を行なう必要があることは当然である。

⁴² 天王寺楽所楽人への四天王寺からの支給物が、支配関係に基づくものなのか、単なる出仕礼であるのかについては、宝暦年間に争論があった(南谷美保『天王寺楽所史料』清文堂、1995年参照)。天王寺楽所楽人が、自らを四天王寺の支配下にある組織ではないと主張した背景に、本稿で考察するように、江戸時代の三方楽所楽人たちが、自らを楽人領の支配者、すなわち「一国の主」的存在として意識していたことも関わっていたのであろう。

⁴³ 南谷美保「江戸時代における雅楽の伝播—三方楽所楽人と雅楽愛好家との交流を例として—」(『四天王寺国際仏教大学紀要』第34号、1994年、pp.146-175)、同「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク—東儀文均の『楽所日記』嘉永六年の記録より見えるもの—」(『四天王寺国際仏教大学紀要』第40号、2005年、pp.21-43)などで論じている。

⁴⁴ 文均の江戸での出張稽古については、注41に挙げた「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク—東儀文均の『楽所日記』嘉永六年の記録より見えるもの—」において論じている。文均は、この出張稽古からの帰京に際して、遠藤家の雅楽稽古手次として山田氏を伴い、その後自宅に下宿させて雅楽の稽古をおこなっている。その山田氏の賄料などは、江戸遠藤家から送金されているが、これらの金額は【表-6】には含めなかった。また、楽器の仲介手数料や、修理の謝礼、筆筆の舌の代金なども、結果的に関係者に分配されるなどして、文均自身の収入がどの程度なのか不明の例が多いので、この表の収入には算入していない。しかし、これらの金額を加味すれば、弟子などからの収入の項目は、もう少し金額が上乘せされたも

のなるであろう。

45 文均の京都近辺の弟子たちは、月謝という形で謝礼を納めていたのではなく、中元、歳暮という形で届けていたようである。その中でも、夫婦で弟子入りしていた島田氏の謝礼金は、以前より他よりも高額であったが、特に、安政2年には、通常は、一人100疋程度の中元祝儀として1050疋、歳末祝儀として1200疋に肴料200疋を加えた金額が届いている。これが、安政2年の稽古料収入の増加の要因である。なお、『楽所日記』によれば、島田夫妻は安政3年12月23日に「蘇合香」の相伝を受けるなど、かなり熱心な弟子であったことが推測でき、この年にも中元1000疋など、歳末祝儀金などとしては1100疋を文均の元に届けている。

46 嘉永2年5月の願書の内容は、「楽所仲ヶ間前々より困窮ニ付知行所破損且米数実入不宜節ニハ無抛御銀拝借之儀奉願上候処、毎々御仁恵ヲ以願之通被為仰付一同家業相続仕難有仕合ニ奉存候、然処、近年洪水打続別而昨申年者大洪水ニ而領分數ケ所及大破米数実入不宜損亡」として、「百姓共より米数救之儀歎願申出無抛吟味之上相応の救聞濟遣、其上荒所ニ多分之修復相掛り実難洪相重り」ということから、「必至困窮ニ付無抛職業為相続銀子他借仕当時ヲ凌罷居候」という状況であったし、「何卒此度御銀五拾貫目拝借之儀奉願上度」として、すでに、「去ル天保十亥年御銀貳拾五貫目拝借被為仰付候処、年々返上納之節心配仕候年柄茂御座候得共、漸無滞返上納仕来、則当冬ニ而皆上納仕候覚悟ニ御座候、右之外旧例も御座候得者、右願之通被為仰付被下候様奉願上候、此段宜武辺江御通達被下候様奉願候」とするものである。以後、『楽所録』第72冊および第73冊によって経緯を見ていくと、『楽所録』第72冊によれば、同年6月には、「去ル天保十亥年知行所多分之損亡之趣申立再応拝借銀相願候節ハ格別之訳柄ヲ以拝借御聞濟被下候得共、下地拝借銀返上不相済内拝借相願候儀、先年より度々被仰渡候通御聞届難被成下候儀被仰下依之比度之願書例書共御差返被下落手仕候」とする請書が記録されており、願書が差し戻されたことが分かる。しかし、同6月20日には、前回の内容とほぼ同じ文面の願書が再提出されている。そして、これも、7月16日に差し戻された後、8月に3度目の提出がなされ、これも、10月に差し戻される。そして、最終的に、11月提出の願書に基づき、12月の支給が決定された。

47 『楽所日記』嘉永2年12月24日条には、この日、京都所司代よりの「切紙之写年番心得迄」として老分より拝借銀について伝達されたことと記されている。そして、同27日条には、「三方拝借銀証札等分、年番、隅州（南谷補：辻大隈守近教）、長州（南谷補：窪長門守近習）、調印之事」とあり、先例通り、三方楽所楽人8名の署名捺印が行われた様子が記載されている。その翌日28条には、年番安倍季随宅にて老分および年番の会合があり、窪近習が、今回の借用銀に関して内々の働きがあったことと、関係者が武家伝奏、四辻殿及び関係役人への挨拶と、与力などにも内々に挨拶をおこなったと記されている。

48 この時代の農村支配については、主に以下を参考とした。

大口勇次郎『幕末期農村構造の展開』〈歴史学叢書〉名著刊行会、2004年

成松左恵子『庄屋日記にみる江戸の世相と暮らし』〈Minerva21世紀ライブラリー〉ミネルヴァ書房、2000年

深谷克己「取立てとお救い一年貢・諸役と夫食・種貸一」（『日本の社会史』第4巻「負担と贈与」岩波書店、1994年所収、pp.117-152） など

(5月7日提出)

The Court Musicians' Dominion Control during the Edo Period

-Focusing on the Annual Tribute from the “*Gakunin-ryo*” -

Miho MINAMITANI

The so-called *Sanpo-gakuso*, musicians in the three directions, was the musical department of the Imperial Court of the Edo period, which was also given a territory from the Tokugawa *Shogunate* to gain the annual tribute to maintain the organization. Yet, how the musicians ruled the domain is hardly known, for the records concerning their dominion control has not been discovered.

However, detailed examination of the dairies recorded by the musicians of the days has revealed the followings:

- 1) *Gakunin-ryo* was ruled directory by the musicians, therefore the *Sanpo-gakuso* appointed three musicians as the persons in charge of the dominion control.
- 2) The annual tribute from the dominion was paid by the silver, so the price of the fixed amount of the annual tribute rice was decided each year over the bargain of the musicians in charge and the peasants.

The duty of the *Nen-ban*, the persons in charge of the domain rule, was a hard function to fulfill which needed accounting ability and negotiating power.

